第２１号議案

　　品川区立シルバーセンター条例の一部を改正する条例

　上記の議案を提出する。

　　令和４年２月１７日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　品川区長　　濱　　野　　　健

　　　品川区立シルバーセンター条例の一部を改正する条例

　品川区立シルバーセンター条例（昭和３３年品川区条例第９号）の一部を次のように改正する。

　別表中３の項を削り、４の項を３の項とし、５の項から１１の項までを１項ずつ繰り上げる。

　　　付　則

　この条例は、令和４年７月１日から施行する。

　（説明）北品川シルバーセンターを廃止する必要がある。